

常務理事会

(第56事業年度・第2回

2021年5月13日常務理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 審議事項

1. 監査基準委員会からの答申『監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の最終改正(2016年1月)後に新設又は改正された監査基準委員会報告書等の内容を反映し、公開草案に対するコメントを踏まえ改正する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 監査基準委員会からの答申『監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の改正』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

2019年12月に国際監査・保証基準審議会(IAASB)から公表されたISA315(Revised 2019)及び2020年11月に公表された監査基準の改訂に対応するため、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等を公開草案に対するコメントを踏まえ改正する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

3. 品質管理委員会からの意見具申「品質管理レビュー手続の一部変更」に関する件

2020年7月から適用が開始された新制度に基づく品質管理レビュー制度の適用状況を踏まえ、品質管理レビューの実効性の向上に向けて、品質管理レビュー手続を一部変更する旨提案があ

り、審議の結果、翌日の理事会での審議事項「品質管理レビュー基準の一部変更」の承認を前提とした上で、提案どおり承認された。

4. 継続的専門研修制度協議会からの意見具申「2021年度の継続的専門研修制度の実施計画について」に関する件

公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令第4条に基づき、2021年度継続的専門研修制度の実施計画について取りまとめた旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

II 報告事項

1. 「監査契約書及び監査約款」の各種様式の更新に関する件

2021年4月30日付けで公表された法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正を受け、監査契約書及び監査約款の各種様式を更新する旨の報告があった。

このほかの主な審議事項は次のとおりです。

○監査基準委員会からの答申『監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針「専門業務実務指針「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士

等による合意された手続業務に係る実務指針』』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表並びに銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」の廃止』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会研究報告第13号「銀行等金融機関における金融商品の時価の算定に関する監査上の留意事項」の改正について』に関する件

○公会計委員会からの答申『IFAC-国際公会計基準審議会(IPSASB)公開草案第75号「リース」に対するコメント』に関する件

○公会計委員会からの答申『IFAC-国際公会計基準審議会(IPSASB)情報提供要請書「コンセッションナリー・リース及びリースに類似する他の取決め」に対するコメント』に関する件

理事会

(第56事業年度・第2回

2021年5月14日理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

I 会長報告

手塚会長から、会長動静、記者会見の実施、「コーポレートガバナンス・コード(改定案)」及び「投資家と企業の対話ガイドライン(改定案)」に対する協会意見の提出、相談役会・会務運営諮問会議の開催、会計・監査ジャーナル別冊第2号の発行、

役員会の実効性評価のためのアンケートの実施について、会則第165条に基づく報告があり協議を行った。

II 審議事項

1. 企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会からの報告「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクル実現に向けて～」に関する件

企業情報開示及びその基礎となるガバナンスに関する重要な論点について、2020年8月に中間報告を公表後、企業情報開示に関わる多様なステークホルダーへヒアリングを実施した。このヒアリング結果を踏まえ検討した結果を最終報告書「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクル実現に向けて～」として取りまとめた旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 総務委員会からの意見具申「公認会計士等登録事務細則等の一部変更」に関する件

2021年4月16日開催の理事会において、総務担当常務理事から、公認会計士等登録事務細則等で正副2通提出することとされていた入会届出書及び準会員入会申込書の副本を廃止するとともに、併せて退会届出書及び準会員退会届出書の副本についてもそれぞれ廃止する旨が提案され、承認された。これを受けて、公認会計士等登録事務細則等の一部変更する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

3. 品質管理委員会からの意見具申「品質管理レビュー基準の一部変更」に関する件

2020年7月から適用が開始された新

制度に基づく品質管理レビュー制度の適用状況を踏まえ、品質管理レビューの実効性の向上に向けて、品質管理レビュー基準を一部変更する旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

III 報告事項

1. コーポレートガバナンス・コード改訂対応プロジェクトチームからの意見具申『東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」及び金融庁の「投資家と企業の対話ガイドライン(改訂案)」に対する意見』に関する件

2021年4月7日付で、東京証券取引所から「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」、金融庁から「投資家と企業の対話ガイドライン(改訂案)」が公表され、これに対する協会意見を提出した旨の報告があった。

2. サイバーセキュリティに関する金融庁からの報告徴求に関する件

サイバーセキュリティ上の問題や、システム障害が発生した場合に金融庁への報告が求められており、会則第57条に基づく会員から協会への報告制度を新たに設け、細則を制定する予定である旨の報告があった。

3. IFAC-国際会計士倫理基準審議会(IESBA)会議報告に関する件

2021年3月15日から17日、23日及び31日に開催されたIFAC-国際会計士倫理基準審議会(IESBA)会議について報告があった。

4. IFAC-国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告に関する件

2021年3月15日から19日に開催されたIFAC-国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議について報告があった。

このほかの主な審議・報告事項は次のとおりです。

○第55事業年度事業及び会務に関する報告に関する件

○第55事業年度科目間の流用及び予備費の使用に関する件

○第56事業年度事業計画案に関する件

○第55回定期総会提出議案に関する件

○企業会計審議会監査部会の会議報告に関する件

○監査基準委員会有識者懇談会の開催に関する件

以上

(総務本部長 千葉正起)